

(案)

埼玉県におけるイベントの取扱いについて

令和2年7月21日

イベントの開催については、国の方針に沿って5月28日以降、7月31日までを移行期間として3つのステップを設定し、段階的に制限の緩和を進めてきました。

7月10日から7月31日までのステップ3においては、プロスポーツイベント等は参加人数の上限を5,000人かつ収容定員の50%としています。

そこで、8月1日以降の取扱いについて、現在の感染状況及び専門家の意見等を踏まえ、引き続き、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき下記のとおり協力を要請します。

記

1 期 間

令和2年8月1日(土)から8月31日(月)まで

2 内 容

(1) プロスポーツイベント等(全国的移動を伴うもの)

ア 参加人数及び収容率は、国が示す目安を上限とする。

イ イベント主催者及び施設管理者に対し、次のことを求める。

- ・ 入退場時の状況や観客輸送なども含め感染防止対策について検証しながら、段階的に参加人数を引き上げること
- ・ 参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言し、開催結果を検証の上、改善や見直しの内容等を発表すること

(2) その他のイベント

国が示す目安に準じる。